

諮問庁：警察庁長官

諮問日：令和5年3月8日（令和5年（行情）諮問第246号及び同第247号）

答申日：令和5年10月2日（令和5年度（行情）答申第358号及び同359号）

事件名：DNA型記録取扱規則等の開示決定に関する件（文書の特定）
死体取扱規則等の一部を改正する規則等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙2及び別紙3に掲げる文書（以下「本件対象文書1」及び「本件対象文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、本件対象文書を特定したこと及び審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年1月13日付け令3警察庁甲情公発第172-3号及び同第172-4号により、警察庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定及び一部不開示決定（以下「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

処分庁に送付した令和4年10月17日付け書面にも記載したように、審査請求人は、令和4年10月6日付け求補正の書面による情報提供が正確であることを前提に意思表示したものであるから、当該情報提供の内容が客観的事実と合致していたか調査審議を請う（原処分1及び原処分2）。

また、原処分の対象行政文書の特定の当否についても調査審議を請う（原処分1及び原処分2）。

さらに、原処分が不開示とした部分であって、警察電話の内線番号以外のものについての不開示情報該当性についても調査審議を請う（原処分2）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求に係る行政文書開示請求について

本件各審査請求の対象である原処分に係る行政文書開示請求（以下「本

件開示請求」という。)において、審査請求人は、「平成17年8月26日付け国家公安委員会規則第15号「DNA型記録取扱規則」及び平成17年8月26日付け警察庁訓令第8号「DNA型記録取扱細則」並びにこれらと法施行令13条2項の規定の適用上1件の行政文書と観念されるべき複数の行政文書の全体。なお、上に記載した年月日より後にその全部又は一部が改正されている場合にあっては、当該改正後のものを含む。」の開示を求めている。

2 原処分について

処分庁は、本件開示請求に係る対象文書として、別紙2及び別紙3に掲げる文書を特定し、このうち、別紙2に掲げる11文書について全部開示決定を行い、別紙3に掲げる14文書について一部開示決定を行い、それぞれ行政文書開示決定通知書（令和4年11月17日付け令4警察庁甲情公発第172-3号及び同第172-4号）により、審査請求人に通知した。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書（令和4年12月19日付け令4警察庁甲情公収第172-4号。以下「本件審査請求書」という。）において、処分庁へ提出した「行政文書開示請求について（回答）」（令和4年10月19日付け令4警察庁甲情公収第172-1号。以下「本件補正書」という。）は、「行政文書開示請求書の補正について（依頼）」（令和4年10月6日付け警察庁甲情公発第172-1号。以下「本件補正依頼書」という。）による情報提供の内容が正確であることを前提に意思表示したものであるから、当該情報提供の内容が客観的事実と合致しているか調査審議を請う旨を主張するとともに、本件対象文書の特定の当否についても調査審議を請う旨主張し、さらに原処分が開示とした部分であって、警察電話の内線番号以外のものについての不開示情報該当性も調査審議を請う旨主張し、原処分の取消しを求めている。

4 原処分の妥当性について

(1) 本件対象文書を特定した経緯について

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）4条2項は、「行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。」と規定している。

また、法施行令13条2項は、「一の行政文書ファイル（公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」

という。) 5条2項に規定する行政文書ファイルをいう。) にまとめられた複数の行政文書」又はこれ以外の「相互に密接な関連を有する複数の行政文書」の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、当該複数の行政文書を一件の行政文書とみなし、かつ、当該複数の行政文書である行政文書の開示を受ける場合は、当該複数の行政文書である行政文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の行政文書である他の行政文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす旨規定している。

審査請求人は、本件審査請求書において、本件対象文書の特定の妥当性について審査を求める旨主張していることから、処分庁が本件対象文書を特定した経緯について、以下のとおり述べる。

審査請求人は、当初、「行政文書開示請求書」(令和4年9月9日付け令4警察庁甲情公収第172号)に開示請求手数料300円分の収入印紙を貼付した上で、「平成17年8月26日付け国家公安委員会規則第15号「DNA型記録取扱規則」及び平成17年8月26日付け警察庁訓令第8号「DNA型記録取扱細則」並びにこれらと法施行令13条2項の規定の適用上1件の行政文書と観念されるべき複数の行政文書の全体。なお、上に記載した年月日より後にその全部又は一部が改正されている場合にあつては、当該改正後のものを含む。」の開示を求めた。

これに対し、処分庁は、法4条2項及び法施行令13条2項の規定を踏まえ、本件開示請求の対象文書として別紙4に掲げる7の行政文書ファイルにつづられている48文書を特定し、当該文書を請求する場合に必要となる開示請求手数料を示した上で、請求する行政文書の名称及び開示請求手数料を確認するため、本件補正依頼書により、当該文書の中から請求する文書を選択させ、開示請求手数料が納付済である300円を超える場合は、不足分の開示請求手数料の納付を求める旨の補正依頼を行った。

その後、審査請求人は、本件補正書において、当該48文書の中から別紙2及び別紙3に掲げる2の行政文書ファイルにつづられている25文書を選択し、不足分の開示請求手数料300円分を納付したことから、処分庁は、本件開示請求に係る対象文書として当該25文書を特定し、別紙2に掲げる11文書については全部開示決定を、別紙3に掲げる14文書については一部開示決定を行った。

(2) 本件対象文書の特定の妥当性について

審査請求人は、本件審査請求書とともに「行政文書の開示の実施方法等申出書」(令和4年12月19日付け令4警察庁甲情公収第172-2号及び同第172-3号)を提出してきたもので、本件対象文書の記載内容を確認することなく、開示の実施前の時点において、前記3のと

おり，処分庁が本件補正依頼書において提供した情報の内容が客観的事実と合致しているか，また，本件対象文書の特定の当否について調査審議を請う旨主張している。

しかしながら，処分庁は，上記（１）のとおり，法施行令１３条２項及び公文書管理法５条２項の規定を踏まえ，「能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう，単独で管理することが適当であると認める行政文書を除き，適時に，相互に密接な関連を有する行政文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）の集合物を１件の行政文書」と解した上で，DNA型記録取扱規則及びDNA型記録取扱細則の制定や一部改正の事務ごとに作成された７の行政文書ファイルにつづられた，起案から発出までに作成された条文案，一部改正前後の新旧対照表，検討資料のほか，制定及び一部改正後の条文，規則制定等に伴い開催された有識者会議に係る資料，規則の一部改正に伴う意見公募手続を行った際の文書等，相互に密接な関連を有する４８文書を本件開示請求の対象文書として特定した。

また，審査請求人が開示を求める行政文書の名称及び必要な開示請求手数料が不明であることから，上記（１）のとおり，本件補正依頼書により，本件開示請求の対象文書を開示請求する場合に必要な開示請求手数料を示した上で，当該４８文書の中から請求する文書を選択させ，開示請求手数料が納付済である３００円を超える場合は，不足分の開示請求手数料の納付を求める旨の補正依頼を行ったものである。

その結果，審査請求人は，別紙２及び別紙３に掲げる２の行政文書ファイルにつづられた２５文書を選択する意思表示をし，その旨を記載した本件補正書を処分庁に送付した。

よって，本件対象文書を特定し，別紙２に掲げる１１文書については全部開示決定を，別紙３に掲げる１４文書については一部開示決定をした原処分は妥当である。

（３）不開示情報該当性について

法５条１号は，「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって，当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述等（文書，図画若しくは電磁的記録に記載され，若しくは記録され，又は音声，動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより，特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を，法５条４号は，「公にすることにより，犯罪の予防，鎮圧又は捜査，公訴の維持，刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが

あると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」を、それぞれ不開示情報と規定している。

審査請求人は、本件審査請求書において、「原処分が不開示とした部分であって、警察電話の内線番号以外のものについての不開示情報該当性も調査審議を請う。」旨の主張をしているが、本件対象文書のうち、原処分において不開示とした「慣行として公にされていない警察職員の氏名及び印影」は、特定の個人を識別することができる情報であり、法5条1号のイからハマまでに掲げる情報のいずれにも該当しない。

また、これらの情報を公にすることにより、当該職員に危害が加えられるおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条1号及び4号に該当するため不開示とした。

5 結語

以上のとおり、原処分は妥当なものであると認められることから、諮問庁としては、本件について原処分維持が適切と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和5年3月8日 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第246号及び同247号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同月30日 審議（令和5年（行情）諮問第247号）
- ④ 同年9月8日 本件対象文書の見分及び審議（令和5年（行情）諮問第246号及び同第247号）
- ⑤ 同月27日 令和5年（行情）諮問第246号及び同第247号の併合及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書1について全部開示とする原処分1及び本件対象文書2について一部不開示とする原処分2を行った。

審査請求人は、本件対象文書の特定及び原処分2において不開示とされた部分のうち、警察電話の内線番号以外の不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確

認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件請求文書については、DNA型記録取扱規則及びDNA型記録取扱細則の制定や一部改正の事務ごとに作成された文書で、相互に密接な関連を有する行政文書の集合物を1件の行政文書と解した上で、7の行政文書ファイルにつづられている48文書を特定した。

イ 処分庁は、審査請求人に対し、本件補正依頼書をもって、当該特定した48文書について情報提供するとともに、当該文書の中から請求する文書を選択等するよう補正を求めた。

これに対し、審査請求人から送付された本件補正書には、別紙2及び別紙3に掲げる2の行政文書ファイルにつづられた25文書を選択等する旨記載されていたことから、本件対象文書を特定した。

ウ 本件審査請求を受け、処分庁において、改めて執務室内の書庫及び書架等の探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 当審査会において、諮問書に添付された資料を確認したところ、処分庁は上記(1)ア及びイのとおり経緯で本件対象文書を特定したものであって、その前提として処分庁が審査請求人に対して行った情報提供の内容等に、特段不適切及び違法な点は認められない。

また、処分庁における上記(1)ウのとおり文書の探索方法及び範囲についても、特段の問題があるとは認められず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

したがって、警察庁において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

本件不開示部分には、警察庁職員の氏名及び印影が記載されていることが認められる。

(1) 本件不開示部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

警察庁においては、警部及び同相当職以下の職にある職員の氏名は慣行として公とされていない。当該部分に記載されている職員は、いずれも警部及び同相当職以下の職にあるため公表慣行がない。

本件不開示部分に記載されている職員は、これまでに様々な警察業務に従事した経験を有し、今後も様々な警察業務に従事する可能性があることから、その職員の氏名や印影が公になると、これを手掛かりとして、反社会勢力等が、何らかの有益な情報を得ようとする、又は都合の悪い施策や法案の企画・立案を妨害する目的で職員に接近又は職員を懐柔しようとするのが考えられるほか、当該職員やその家族への攻撃等も予想される。

よって、警察業務に支障が生じるおそれや個人の権利利益が侵害されるおそれがあるため、警察庁職員の氏名及び印影を不開示とした。

- (2) 警察業務の特殊性に鑑みれば、公表慣行がない警部及び同相当職以下の職にある警察庁職員の氏名及び印影を公にすることにより、警察活動に対する妨害、当該職員本人及び家族に対する攻撃等が予想されるなどの上記(1)の諮問庁の説明は、特段不自然、不合理とはいえず、これを否定することはできない。

したがって、本件不開示部分は、これを公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び4号に該当するとして不開示とした各決定については、警察庁において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、審査請求人が開示すべきとする部分は、同条4号に該当すると認められるので、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 太田匡彦, 委員 佐藤郁美

別紙 1 (本件請求文書)

平成 17 年 8 月 26 日付け国家公安委員会規則第 15 号「DNA 型記録取扱規則」及び平成 17 年 8 月 26 日付け警察庁訓令第 8 号「DNA 型記録取扱細則」並びにこれらと法施行令 13 条 2 項の規定の適用上 1 件の行政文書と観念されるべき複数の行政文書の全体。なお、上 (令和 4 年 9 月 6 日) より後にその全部又は一部が改正されている場合にあつては、当該改正後のものを含む。

別紙 2 (本件対象文書 1)

- 文書 1 起案用紙 (DNA型記録取扱規則について)
- 文書 2 DNA型記録取扱規則 (平成 17 年 8 月 26 日付け国家公安委員会規則第 15 号)
- 文書 3 官報 (平成 17 年 8 月 26 日付け第 4165 号) (写し)
- 文書 4 DNA型データベースに関する有識者会議 (議事次第)
- 文書 5 DNA型データベースに関する有識者会議委員一覧
- 文書 6 DNA型データベースに関する有識者会議 (席次)
- 文書 7 DNA型データベースに関する有識者会議 (資料)
- 文書 8 第 1 回 DNA型データベースに関する有識者会議議事概要
- 文書 9 公安委員会説明資料 (DNA型記録取扱規則の制定について)
- 文書 10 起案用紙 (DNA型記録取扱細則について)
- 文書 11 DNA型記録取扱細則 (平成 17 年 8 月 26 日付け警察庁訓令第 8 号)

別紙 3 (本件対象文書 2)

- 文書 1 起案用紙 (「死体取扱規則等の一部を改正する規則案」に対する意見の募集について)
- 文書 2 ホームページ掲載依頼書 (平成 26 年 1 月 5 日付け)
- 文書 3 起案用紙 (「死体取扱規則等の一部を改正する規則案」について)
- 文書 4 死体取扱規則等の一部を改正する規則 (平成 27 年 1 月 5 日付け国家公安委員会規則第 1 号)
- 文書 5 DNA型記録取扱規則 (平成 27 年 1 月 5 日付け国家公安委員会規則第 1 号にてその一部を改正した後のもの)
- 文書 6 ホームページ掲載依頼書 (平成 26 年 1 月 17 日付け)
- 文書 7 起案用紙 (DNA型記録取扱細則の一部を改正する訓令について)
- 文書 8 DNA型記録取扱細則の一部を改正する訓令 (平成 27 年 1 月 5 日警察庁訓令第 2 号)
- 文書 9 DNA型記録取扱細則 (平成 27 年 1 月 5 日警察庁訓令第 2 号にてその一部を改正した後のもの)
- 文書 10 DNA型記録取扱細則の一部を改正する訓令新旧対照表
- 文書 11 起案用紙 (死体取扱規則等の一部を改正する規則等の制定について (通達))
- 文書 12 死体取扱規則等の一部を改正する規則等の制定について (通達) (平成 27 年 1 月 5 日付け警察庁丙鑑発第 1 号ほか)
- 文書 13 起案用紙 (死体取扱規則等の一部を改正する規則の運用上の留意事項等について (通達))
- 文書 14 死体取扱規則等の一部を改正する規則の運用上の留意事項等について (通達) (平成 27 年 2 月 27 日付け警察庁丁鑑発第 222 号ほか)

別紙4（本件開示請求の対象文書）

- 1 DNA型記録取扱規則・DNA型記録取扱細則原議 平成17年
 - (1) 起案用紙（DNA型記録取扱規則について）
 - (2) DNA型記録取扱規則（平成17年8月26日付け国家公安委員会規則第15号）
 - (3) 官報（平成17年8月26日付け第4165号）（写し）
 - (4) DNA型データベースに関する有識者会議（議事次第）
 - (5) DNA型データベースに関する有識者会議委員一覧
 - (6) DNA型データベースに関する有識者会議（席次）
 - (7) DNA型データベースに関する有識者会議（資料）
 - (8) 第1回DNA型データベースに関する有識者会議議事概要
 - (9) 公安委員会説明資料（DNA型記録取扱規則の制定について）
 - (10) 起案用紙（DNA型記録取扱細則について）
 - (11) DNA型記録取扱細則（平成17年8月26日付け警察庁訓令第8号）
- 2 国家公安委員会規則原議（平成18年・30年保存）
 - (1) 起案用紙（DNA型記録取扱規則の一部を改正する規則について）
 - (2) DNA型記録取扱規則の一部を改正する規則（平成18年10月30日付け国家公安委員会規則第27号）
 - (3) DNA型記録取扱規則（平成18年10月30日付け国家公安委員会規則第27号にてその一部を改正した後のもの）
 - (4) DNA型記録取扱規則の一部を改正する規則新旧対照条文
 - (5) DNA型記録取扱規則の一部を改正する規則説明資料
- 3 DNA型記録取扱規則の一部を改正する規則について
 - (1) 起案用紙（DNA型記録取扱規則の一部を改正する規則について）
 - (2) DNA型記録取扱規則の一部を改正する規則（平成23年2月3日付け国家公安委員会規則第1号）
 - (3) DNA型記録取扱規則（平成23年2月3日付け国家公安委員会規則第1号にてその一部を改正した後のもの）
 - (4) DNA型記録取扱規則の一部を改正する規則新旧対照条文
- 4 DNA型記録取扱細則の一部を改正する訓令について
 - (1) 起案用紙（DNA型記録取扱細則の一部を改正する訓令について）
 - (2) DNA型記録取扱細則の一部を改正する訓令（平成23年2月3日警察庁訓令第1号）
 - (3) DNA型記録取扱細則（平成23年2月3日警察庁訓令第1号にてその一部を改正した後のもの）
 - (4) DNA型記録取扱細則の一部を改正する訓令新旧対照条文

- (5) 起案用紙（DNA型記録取扱細則の一部を改正する訓令のWEBページ等の掲載について）
- 5 平成26年度死体取扱規則等の一部改正
 - (1) 起案用紙（「死体取扱規則等の一部を改正する規則案」に対する意見の募集について）
 - (2) ホームページ掲載依頼書（平成26年11月5日付け）
 - (3) 起案用紙（「死体取扱規則等の一部を改正する規則案」について）
 - (4) 死体取扱規則等の一部を改正する規則（平成27年1月5日付け国家公安委員会規則第1号）
 - (5) DNA型記録取扱規則（平成27年1月5日付け国家公安委員会規則第1号にてその一部を改正した後のもの）
 - (6) ホームページ掲載依頼書（平成26年12月17日付け）
 - (7) 起案用紙（DNA型記録取扱細則の一部を改正する訓令について）
 - (8) DNA型記録取扱細則の一部を改正する訓令（平成27年1月5日警察庁訓令第2号）
 - (9) DNA型記録取扱細則（平成27年1月5日警察庁訓令第2号にてその一部を改正した後のもの）
 - (10) DNA型記録取扱細則の一部を改正する訓令新旧対照表
 - (11) 起案用紙（死体取扱規則等の一部を改正する規則等の制定について（通達））
 - (12) 死体取扱規則等の一部を改正する規則等の制定について（通達）（平成27年1月5日付け警察庁丙鑑発第1号ほか）
 - (13) 起案用紙（死体取扱規則等の一部を改正する規則の運用上の留意事項等について（通達））
 - (14) 死体取扱規則等の一部を改正する規則の運用上の留意事項等について（通達）（平成27年2月27日付け警察庁丁鑑発第222号ほか）
- 6 DNA型記録取扱規則改正（平成30年度）
 - (1) DNA型記録取扱規則の一部を改正する規則について
 - (2) DNA型記録取扱規則の一部を改正する規則【参照条文】
 - (3) DNA型記録取扱規則の一部を改正する規則（案）
 - (4) DNA型記録取扱規則の一部を改正する規則（平成31年3月15日付け国家公安委員会規則第3号）
 - (5) 官報（平成31年3月15日付け第7468号）（写し）
 - (6) 法令比較（DNA型記録取扱規則）
 - (7) DNA型記録取扱細則（平成31年3月15日付け国家公安委員会規則第3号にてその一部を改正した後のもの）
- 7 令和4年警察法施行規則等改正（組織改正関係）

- (1) 刑事訴訟法第百八十九条第一項および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則等の一部を改正する規則（令和4年3月31日付け国家公安委員会規則第13号）
- (2) DNA型記録取扱規則（令和4年3月31日付け国家公安委員会規則第13号にてその一部を改正した後のもの）